

長柄小 P T A 会 則

第一章 総 則

第1条 この会は、長柄小学校 P T A といい、事務局を長柄小学校におく。

第2条 この会は、父母と教師が教育的な立場に立って、しっかりと温かい手を結び合い、学校・家庭・社会における子供達の幸せを考えて、時代の進展に即応しながら、これを力強く推し進めようとするものである。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の教育的識見を高めること。
- (2) 学校・家庭・社会の生活環境を充実改善すること。
- (3) 児童の福利厚生に関すること。
- (4) 会員相互の親睦に関すること。
- (5) その他、この会の目的達成に必要なこと。

第二章 会 員

第4条 この会は、児童の保護者と教師をもって組織する。

第三章 会 計

第5条 この会の経費は、会費事業収入および寄付金をもってあてる。

第6条 会費は、年2,000円とする。

第7条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 役 員

第8条 この会に次の役員・委員を置く。

- | | | |
|----------|-----------------|-----------------|
| (1) 本部役員 | 会 長 1 (P×1) | 副会長 4 (P×3・T×1) |
| | 書 記 3 (P×2・T×1) | 会 計 3 (P×2・T×1) |

- (2) 地区代表 各地区より1名選出する。
 - (3) 学年委員 各学級2名
 - (4) 特別委員 若干名
 - (5) 監査委員 2名
- ただし、特別な事情がある場合は、その限りではない。

第9条 次年度の本部役員は、1～4年生の中から選出された候補者の中から4名を決定し、総会の承認を得るものとする。会長・副会長は、現本部役員・新本部役員から選出することとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

第10条 書記・会計は会長が委嘱する。

第11条 監査委員は、委員会で決定する。

第12条 役員・委員の任期は、1ヶ年とする。ただし再選を妨げない。本部役員については、2ヶ年を原則とする。ただし、特別な事情がある場合は、その限りではない。

第13条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を助け、会長に事故あるときは、会務を処理する。

第14条 書記は、全ての集会及び会の活動について記録をとり、会長・副会長を補佐して、会務を処理する。

第15条 会計は、収支を明確に記録し、その報告書を総会に提出し、承認を受けるものとする。会計簿は、いつでも会員の閲覧に供することができなければならない。

第五章 顧問

第16条 この会に顧問を置く事ができる。顧問は会長が委嘱して、委員会の承認を得るものとする。

第六章 機関

第17条 この会に次の機関をおく。
(1) 総会 (2) 本部役員会 (3) 運営委員会 (4) 学年委員会
(5) 特別委員会 (6) 監査委員会

第18条 総会は、年1回開き、次のことを行う。
(1) 会則の変更決定の承認
(2) 役員承認
(3) 事業並びに予算の決定及び変更の承認
(4) その他、この会の目的達成に必要な事項

第19条 会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開く事ができる。

第20条 本部役員会は、事業予定その他重要条件の企画立案にあたる。

第21条 委員会は、本部役員・地区代表・学年委員・特別委員及び教師若干名をもって構成し、総会から次の総会までの唯一の議決機関である。

第22条 運営委員会は、本部役員(8)・地区代表(12)・学年委員代表(6)・及び教師代表(3)で構成し、事業・予算・その他の重要案件を審議するとともに、それぞれ分担協力してその運営にあたる。

第23条 学年委員会は、各学級より選出された2名の委員をもって構成し、学年PTA活動の企画運営にあたりより良い学年学級づくりに努める。

第24条 特別委員会は、委員会の議を経て、必要に応じて設ける。その構成は、必要とする活動の内容を検討の上決定し、この会の目的達成のための活動を推進する任にあたる。

第25条 監査委員会は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第七章 附則

第26条 企画運営及び連絡調整を目的として、学年委員会・地区代表会議を開くことができる。

第27条 本部役員は、学年委員会・地区代表に分かれ担当する。

第28条 この会の会則は、委員会において、出席者の過半数の賛成を得、総会の承認を得て改正することができる。

第29条 この会則は、平成12年4月1日から適用する。

附記

- ・ 広報委員会、文化委員会および保健体育委員会を廃止し、関連する条文は削除または一部削除する。
- ・ 本規定は、令和3年4月1日より適用する。

表 彰 規 程

第1条 本会は、表彰規程を設ける。

第2条 本規程は、会員及び児童に表彰事由の生じた場合は、表彰状並びに記念品を表彰するものとする。

第3条 下記の事項に該当する場合、表彰する。

(1) 会員の場合 本会または学校教育の発展に貢献した者

(2) 児童の場合 他の児童の手本となる行為をした者

※ 表彰については、運営委員会で協議決定する。

附 則 本規程は、昭和32年4月1日より実施する。

慶 弔 規 程

第1条 本会は、会員の親睦及び会の円満発展のため、慶弔規程を設ける。

第2条 児童及び会員に慶弔事由の生じた場合は、下記事項による慶弔の意を表するものとする。

第3条 児童にして、他団体から表彰を受けた時は記念品を贈り、祝意を表するものとする。

第4条 下記の事項に該当する時は、見舞金または弔意金をおくる。

(1) 病気及び ◎ 会 員 ・1ヶ月以上入院のとき 5,000円

けがの場合 ・PTA主催事業で1週間以上治療を要するとき 5,000円

◎ 児 童 1ヶ月以上入院のとき 5,000円

(2) 死亡の場合 ◎ 会員の場合 5,000円と生花等

◎ 児童の場合 5,000円と生花等

◎ 教職員の家族（一親等）の場合 5,000円

◎ 会員でないPTA顧問の場合 5,000円

第5条 金額は、経済事情の変遷により、本部役員会で更正し、運営委員会に報告して、了解を得るものとする。

第6条 本規程によりがたい場合は、会長が決定し、運営委員会に報告して、了解を得るものとする。

附 記

・第4条(2)死亡の場合 ◎会員の場合 児童の場合の「花輪一基」を「生花等」に変更

・本規程は、平成24年4月1日より実施する。